◆ 被保険者証の更新について

これまでご使用の被保険者証（うすいむらさき色）は、平成２４年７月３１日が有効期限となっており、８月１日から使用できなくなるため、改めて被保険者の方全員に被保険者証をお住まいの市町より７月中旬に簡易書留郵便で発送いたします。７月下旬には皆さんのお手元に届き、８月１日からご使用になれます。

平成２４年８月１日から平成２５年７月３１日までの被保険者証の色は「みどり色」になります。これまでご使用の被保険者証（うすいむらさき色）は、８月１日以降に各自で処分してください。

病院などの窓口で支払う医療費の一部負担金の割合は、前年の課税所得（１月１日から７月３１日の間は前々年の所得）を基に、毎年、８月１日から翌年７月３１日までの判定をします。そのため被保険者証の有効期間は短期被保険者証を除き、毎年７月３１日が有効期限となっています。

８月１日から医療機関を受診する際は、必ず新しい被保険者証（みどり色）をご提示ください。

◆ 限度額適用・標準負担額減額認定証（以下減額認定証）の更新について

これまでご使用の減額認定証は、平成２４年７月３１日が有効期限となっており、８月１日から使用できなくなります。

現在、減額認定証をお持ちの方で

(１)平成 24 年 8 月以降の認定区分が「区分Ⅰ」（※１）の該当となる方

→8 月上旬に新しい減額認定証を直接送付します。（更新手続きは不要です。）

(２)平成 24 年 8 月以降の認定区分が「区分Ⅱ」（※２）の該当となる方

→7 月中旬に山口県後期高齢者医療広域連合から「申請のお知らせ」と「申請書」を送付しておりますので、必ず 8 月 31 日までに更新の手続きをしてください。

なお、現在「区分Ⅱ」の減額認定証をお持ちの方で、その減額認定証の有効期間内の入院日数の合計が 91 日以上の場合は、申請することで食事代が更に減額されます。申請の際は病院の領収書など、入院日数のわかる書類をご持参ください。

※1 区分Ⅰ：世帯の全員が住民税非課税であり、各種収入から必要経費・控除を差し引いた所得が 0 円となる世帯に属する方（収入が年金のみの場合は、年金収入 80 万円以下の方）又は老齢福祉年金受給者。

※2 区分Ⅱ：世帯の全員が住民税非課税である世帯に属する方。

※同一世帯内に収入の申告等がまだお済みでない方がいらっしゃる場合、本来の負担区分判定ができないことがあります。その際は、各市町の窓口にて、申告をしていただきますようお願いいたします。

○ 申請・更新場所　：　各市町本庁の後期高齢者医療担当課、支所、出張所など

○ 必要なもの　　：　① 後期高齢者医療制度の被保険者証

② 平成 23 年度の減額認定証

③ 現在「区分Ⅱ」の減額認定証をお持ちの方で、その認定期間内の入院日数の合計が 91 日以上の場合、入院日数が確認できる書類（病院の領収書など）

平成２４年８月１日からの被保険者証イメージ
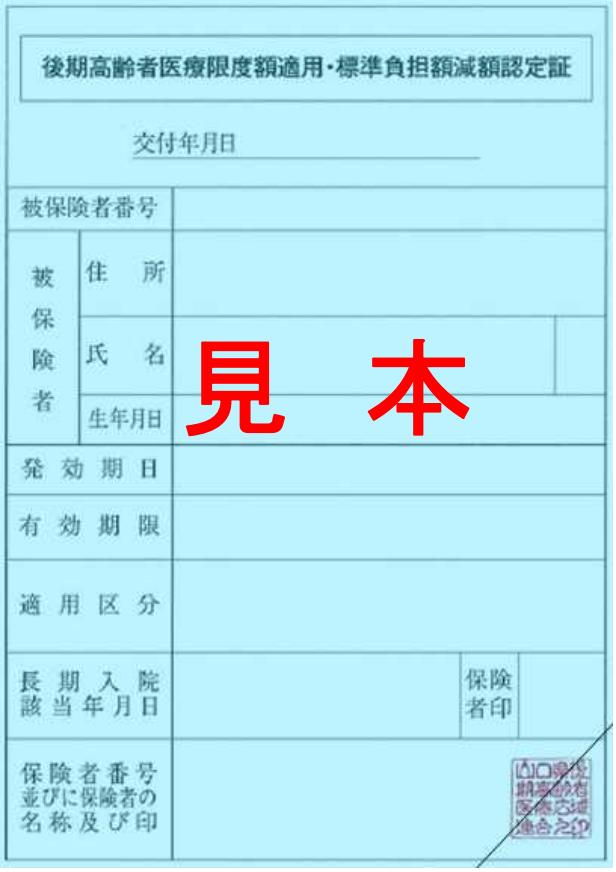
減額認定証イメージ